

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年6月14日

【会社名】 クレディ・アグリコル・エス・エー
(Crédit Agricole S.A.)

【代表者の役職氏名】 最高経営責任者
ジャン - ポール・シフレ
(Jean-Paul CHIFFLET, Chief Executive Officer)

【本店の所在の場所】 フランス、セデックス、モンルージュ、92127、
合衆国広場 12番地
(12, place des États-Unis 92127 Montrouge Cedex France)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 小林 穰

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6888-1000

【事務連絡者氏名】 弁護士 安藤 紘人
弁護士 綱島 康介

【連絡場所】 東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6888-1189
03-6888-5682

【届出の対象とした募集
有価証券の種類】 社債

【届出の対象とした募集金額】 クレディ・アグリコル・エス・エー第1回円貨社債(2013)
50億円(予定)
クレディ・アグリコル・エス・エー第2回円貨社債(2013)
50億円(予定)
クレディ・アグリコル・エス・エー第3回円貨社債(2013)
50億円(予定)
クレディ・アグリコル・エス・エー第1回変動利付円貨社債
(2013)
50億円(予定)
クレディ・アグリコル・エス・エー第2回変動利付円貨社債
(2013)
50億円(予定)

【安定操作に関する事項】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成25年6月4日付で提出した有価証券届出書の記載事項のうち、クレディ・アグリコル・エス・エー第4回円貨社債(2013)の募集の取止めがあり、また、クレディ・アグリコル・エス・エー第1回円貨社債(2013)、クレディ・アグリコル・エス・エー第2回円貨社債(2013)、クレディ・アグリコル・エス・エー第3回円貨社債(2013)、クレディ・アグリコル・エス・エー第1回変動利付円貨社債(2013)およびクレディ・アグリコル・エス・エー第2回変動利付円貨社債(2013)の利率につき仮条件を提示することになりましたので、関連する事項を訂正するため、本訂正届出書を提出します。

2【訂正事項】

表紙

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 社債(短期社債を除く。)の募集

2 新規発行による手取金の使途

(1) 新規発行による手取金の額

第4 その他の記載事項

3【訂正箇所】

訂正箇所は、下線で示しております。

【表紙】

(訂正前)

< 前略 >

【届出の対象とした募集金額】

クレディ・アグリコル・エス・エー第1回円貨社債(2013)
50億円(予定)クレディ・アグリコル・エス・エー第2回円貨社債(2013)
50億円(予定)クレディ・アグリコル・エス・エー第3回円貨社債(2013)
50億円(予定)クレディ・アグリコル・エス・エー第4回円貨社債(2013)
50億円(予定)クレディ・アグリコル・エス・エー第1回変動利付円貨社債
(2013)
50億円(予定)クレディ・アグリコル・エス・エー第2回変動利付円貨社債
(2013)
50億円(予定)

< 後略 >

(訂正後)

< 前略 >

【届出の対象とした募集金額】

クレディ・アグリコル・エス・エー第1回円貨社債(2013)
50億円(予定)クレディ・アグリコル・エス・エー第2回円貨社債(2013)
50億円(予定)クレディ・アグリコル・エス・エー第3回円貨社債(2013)
50億円(予定)クレディ・アグリコル・エス・エー第1回変動利付円貨社債
(2013)
50億円(予定)クレディ・アグリコル・エス・エー第2回変動利付円貨社債
(2013)
50億円(予定)

< 後略 >

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

(訂正前)

本「第1 募集要項」には、6本の異なる種類の社債についての記載がなされている。一定の記載事項について、クレディ・アグリコル・エス・エー第1回円貨社債(2013)(以下「第1回円貨社債」という。)、クレディ・アグリコル・エス・エー第2回円貨社債(2013)(以下「第2回円貨社債」という。)、クレディ・アグリコル・エス・エー第3回円貨社債(2013)(以下「第3回円貨社債」という。)、クレディ・アグリコル・エス・エー第4回円貨社債(2013)(以下「第4回円貨社債」という。)、クレディ・アグリコル・エス・エー第1回変動利付円貨社債(2013)(以下「第1回変動利付円貨社債」という。)およびクレディ・アグリコル・エス・エー第2回変動利付円貨社債(2013)(以下「第2回変動利付円貨社債」という。)ごとに異なる取扱いがなされる場合、またはそれぞれの社債ごとに別々に記載した方が分かりやすいと思われる場合にはそれぞれの社債ごとに記載内容を分けて記載している。その場合、<第1回円貨社債>、<第2回円貨社債>、<第3回円貨社債>、<第4回円貨社債>、<第1回変動利付円貨社債>および<第2回変動利付円貨社債>の見出しの下に記載された「本社債」、「社債の要項」、「共同主幹事会社」および「財務代理人」という用語は、それぞれ第1回円貨社債、第2回円貨社債、第3回円貨社債、第4回円貨社債、第1回変動利付円貨社債および第2回変動利付円貨社債に係る用語を指し、いずれかの種類の社債に関する記述において他の箇所の記載内容に言及する場合は当該種類の社債に関する関係見出しの下に記載される内容を指す。それぞれの社債の記載内容に差異がない場合または一定事項を除き差異がない場合は、それぞれの社債に関する記載内容は共通のものとしてまとめ、かつ例外事項があればこれを示して記載している。まとめて記載した場合、これら6本の社債、それぞれの社債の社債権者およびそれぞれの社債の要項は単に、それぞれ「本社債」、「本社債権者」および「社債の要項」と総称する。ただし、かかる表示は、それぞれの社債が同一種類の社債を構成することを意味するものではないことに留意されたい。社債の債権者は、かかる債権者が保有するそれぞれの社債に従った当該社債に基づく権利を有する。

1 【社債(短期社債を除く。)の募集】

<第1回円貨社債>

銘 柄	クレディ・アグリコル・エス・エー第1回円貨社債(2013)(注1)		
記名・無記名の別	該当なし	券面総額又は 振替社債の総額	50億円(予定)(注2)
各社債の金額	1億円	発行価額の総額	50億円(予定)(注2)
発行価格	各社債の金額100円につき 100円	利 率(%)	(未定) (年(未定)%~(未定)% を仮条件とする。)(注3)
利払日	毎年6月27日および 12月27日 (ただし、最終の利払日は 2015年6月26日)(注4)	償還期限	2015年6月26日(注5)
募集の方法	一般募集	申込証拠金	なし

申込期間	2013年6月20日(注6)	払込期日	2013年6月27日(注7)
申込取扱場所	別項記載の各引受人の日本国内における本店および各支店		

- (注1) 本社債には日本国の社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号、その後の改正を含む。)(以下「振替法」という。)が適用され、本社債の譲渡および本社債に関連するその他の事項については、振替法および振替機関(下記「振替機関」に定義する。)が随時定める社債等の振替に関する業務規程その他の規則等(以下「振替機関業務規程等」と総称する。)に従って取り扱われる。
- (注2) 上記の振替社債の総額および発行価額の総額は、2013年6月中旬頃に提示される予定の仮条件に基づき本社債の需要状況把握のために本邦の機関投資家を中心に行われるブック・ビルディングの結果を勘案したうえで、本社債の条件決定日に決定される。最終的に決定され有価証券届出書の訂正届出書に記載される振替社債の総額および発行価額の総額は、上記の各総額と大きく相違する可能性がある。
- (注3) 利率は、2013年6月中旬頃に提示される予定の仮条件に基づき需要状況を勘案したうえで、2013年6月中旬頃に決定される予定である。
- (注4) 各利払日は、払込期日の変更に伴い変更される可能性がある。
- (注5) 償還期限は、払込期日の変更に伴い変更される可能性がある。
- (注6) 申込期間は、需要状況を勘案したうえで、最大1週間繰り下げられる可能性がある。
- (注7) 払込期日は、申込期間の変更に伴い変更される可能性がある。

< 第2回円貨社債 >

銘柄	クレディ・アグリコル・エス・エー第2回円貨社債(2013)(注1)		
記名・無記名の別	該当なし	券面総額又は振替社債の総額	50億円(予定)(注2)
各社債の金額	1億円	発行価額の総額	50億円(予定)(注2)
発行価格	各社債の金額100円につき 100円	利率(%)	(未定) (年(未定)%~(未定)% を仮条件とする。)(注3)
利払日	毎年6月27日および 12月27日(注4)	償還期限	2016年6月27日(注5)
募集の方法	一般募集	申込証拠金	なし
申込期間	2013年6月20日(注6)	払込期日	2013年6月27日(注7)
申込取扱場所	別項記載の各引受人の日本国内における本店および各支店		

- (注1) 本社債には日本国の社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号、その後の改正を含む。)(以下「振替法」という。)が適用され、本社債の譲渡および本社債に関連するその他の事項については、振替法および振替機関(下記「振替機関」に定義する。)が随時定める社債等の振替に関する業務規程その他の規則等(以下「振替機関業務規程等」と総称する。)に従って取り扱われる。
- (注2) 上記の振替社債の総額および発行価額の総額は、2013年6月中旬頃に提示される予定の仮条件に基づき本社債の需要状況把握のために本邦の機関投資家を中心に行われるブック・ビルディングの結果を勘案したうえで、本社債の条件決定日に決定される。最終的に決定され有価証券届出書の訂正届出書に記載される振替社債の総額および発行価額の総額は、上記の各総額と大きく相違する可能性がある。

(注3) 利率は、2013年6月中旬頃に提示される予定の仮条件に基づき需要状況を勘案したうえで、2013年6月中旬頃に決定される予定である。

(注4) 各利払日は、払込期日の変更に伴い変更される可能性がある。

(注5) 償還期限は、払込期日の変更に伴い変更される可能性がある。

(注6) 申込期間は、需要状況を勘案したうえで、最大1週間繰り下げられる可能性がある。

(注7) 払込期日は、申込期間の変更に伴い変更される可能性がある。

< 第3回円貨社債 >

銘 柄	クレディ・アグリコル・エス・エー第3回円貨社債(2013)(注1)		
記名・無記名の別	該当なし	券面総額又は振替社債の総額	50億円(予定)(注2)
各社債の金額	1億円	発行価額の総額	50億円(予定)(注2)
発行価格	各社債の金額100円につき 100円	利 率(%)	(未定) (年(未定)%~(未定)% を仮条件とする。)(注3)
利払日	毎年6月27日および 12月27日(注4)	償還期限	2018年6月27日(注5)
募集の方法	一般募集	申込証拠金	なし
申込期間	2013年6月20日(注6)	払込期日	2013年6月27日(注7)
申込取扱場所	別項記載の各引受人の日本国内における本店および各支店		

(注1) 本社債には日本国の社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号、その後の改正を含む。)(以下「振替法」という。)が適用され、本社債の譲渡および本社債に関連するその他の事項については、振替法および振替機関(下記「振替機関」に定義する。)が随時定める社債等の振替に関する業務規程その他の規則等(以下「振替機関業務規程等」と総称する。)に従って取り扱われる。

(注2) 上記の振替社債の総額および発行価額の総額は、2013年6月中旬頃に提示される予定の仮条件に基づき本社債の需要状況把握のために本邦の機関投資家を中心に行われるブック・ビルディングの結果を勘案したうえで、本社債の条件決定日に決定される。最終的に決定され有価証券届出書の訂正届出書に記載される振替社債の総額および発行価額の総額は、上記の各総額と大きく相違する可能性がある。

(注3) 利率は、2013年6月中旬頃に提示される予定の仮条件に基づき需要状況を勘案したうえで、2013年6月中旬頃に決定される予定である。

(注4) 各利払日は、払込期日の変更に伴い変更される可能性がある。

(注5) 償還期限は、払込期日の変更に伴い変更される可能性がある。

(注6) 申込期間は、需要状況を勘案したうえで、最大1週間繰り下げられる可能性がある。

(注7) 払込期日は、申込期間の変更に伴い変更される可能性がある。

< 第4回円貨社債 >

銘 柄	クレディ・アグリコル・エス・エー第4回円貨社債(2013)(注1)		
記名・無記名の別	該当なし	券面総額又は振替社債の総額	50億円(予定)(注2)

各社債の金額	1億円	発行価額の総額	50億円（予定）（注2）
発行価格	各社債の金額100円につき 100円	利率（%）	（未定） （年（未定）%～（未定）% を仮条件とする。）（注3）
利払日	毎年6月27日および 12月27日（注4）	償還期限	2023年6月27日（注5）
募集の方法	一般募集	申込証拠金	なし
申込期間	2013年6月20日（注6）	払込期日	2013年6月27日（注7）
申込取扱場所	別項記載の各引受人の日本国内における本店および各支店		

（注1）本社債には日本国の社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号、その後の改正を含む。）（以下「振替法」という。）が適用され、本社債の譲渡および本社債に関連するその他の事項については、振替法および振替機関（下記「振替機関」に定義する。）が随時定める社債等の振替に関する業務規程その他の規則等（以下「振替機関業務規程等」と総称する。）に従って取り扱われる。

（注2）上記の振替社債の総額および発行価額の総額は、2013年6月中旬頃に提示される予定の仮条件に基づき本社債の需要状況把握のために本邦の機関投資家を中心に行われるブック・ビルディングの結果を勘案したうえで、本社債の条件決定日に決定される。最終的に決定され有価証券届出書の訂正届出書に記載される振替社債の総額および発行価額の総額は、上記の各総額と大きく相違する可能性がある。

（注3）利率は、2013年6月中旬頃に提示される予定の仮条件に基づき需要状況を勘案したうえで、2013年6月中旬頃に決定される予定である。

（注4）各利払日は、払込期日の変更に伴い変更される可能性がある。

（注5）償還期限は、払込期日の変更に伴い変更される可能性がある。

（注6）申込期間は、需要状況を勘案したうえで、最大1週間繰り下げられる可能性がある。

（注7）払込期日は、申込期間の変更に伴い変更される可能性がある。

< 第1回変動利付円貨社債 >

銘柄	クレディ・アグリコル・エス・エー第1回変動利付円貨社債（2013）（注1）		
記名・無記名の別	該当なし	券面総額又は 振替社債の総額	50億円（予定）（注2）
各社債の金額	1億円	発行価額の総額	50億円（予定）（注2）
発行価格	各社債の金額100円につき 100円	利率（%）	（未定）（ロイターLIBOR01 頁（下記「利息支払の方法」 に定義する。）に表示されて いるロンドン銀行間市場に おける日本円の3か月預金 のオファード・レートに年 率（未定）%～（未定）% を加えた利率を仮条件と する。）（注3）

利払日	毎年3月27日、 6月27日、9月27日 および12月27日(注4)	償還期限	2016年6月27日(注5)
募集の方法	一般募集	申込証拠金	なし
申込期間	2013年6月20日(注6)	払込期日	2013年6月27日(注7)
申込取扱場所	別項記載の各引受人の日本国内における本店および各支店		

(注1) 本社債には日本国の社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号、その後の改正を含む。)

(以下「振替法」という。)が適用され、本社債の譲渡および本社債に関連するその他の事項については、振替法および振替機関(下記「振替機関」に定義する。)が随時定める社債等の振替に関する業務規程その他の規則等(以下「振替機関業務規程等」と総称する。)に従って取り扱われる。

(注2) 上記の振替社債の総額および発行価額の総額は、2013年6月中旬頃に提示される予定の仮条件に基づき本社債の需要状況把握のために本邦の機関投資家を中心に行われるブック・ビルディングの結果を勘案したうえで、本社債の条件決定日に決定される。最終的に決定され有価証券届出書の訂正届出書に記載される振替社債の総額および発行価額の総額は、上記の各総額と大きく相違する可能性がある。

(注3) 利率は、2013年6月中旬頃に提示される予定の仮条件に基づき需要状況を勘案したうえで、2013年6月中旬頃に決定される予定である。

(注4) 各利払日は、払込期日の変更に伴い変更される可能性がある。

(注5) 償還期限は、払込期日の変更に伴い変更される可能性がある。

(注6) 申込期間は、需要状況を勘案したうえで、最大1週間繰り下げられる可能性がある。

(注7) 払込期日は、申込期間の変更に伴い変更される可能性がある。

< 第2回変動利付円貨社債 >

銘柄	クレディ・アグリコル・エス・エー第2回変動利付円貨社債(2013)(注1)		
記名・無記名の別	該当なし	券面総額又は 振替社債の総額	50億円(予定)(注2)
各社債の金額	1億円	発行価額の総額	50億円(予定)(注2)
発行価格	各社債の金額100円につき 100円	利率(%)	(未定)(ロイターLIBOR01 頁(下記「利息支払の方法」 に定義する。)に表示されて いるロンドン銀行間市場に おける日本円の3か月預金 のオファード・レートに年 率(未定)%~(未定)%を加 えた利率を仮条件とする。) (注3)
利払日	毎年3月27日、 6月27日、9月27日 および12月27日(注4)	償還期限	2018年6月27日(注5)

募集の方法	一般募集	申込証拠金	なし
申込期間	2013年6月20日(注6)	払込期日	2013年6月27日(注7)
申込取扱場所	別項記載の各引受人の日本国内における本店および各支店		

(注1) 本社債には日本国の社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号、その後の改正を含む。)

(以下「振替法」という。)が適用され、本社債の譲渡および本社債に関連するその他の事項については、振替法および振替機関(下記「振替機関」に定義する。)が随時定める社債等の振替に関する業務規程その他の規則等(以下「振替機関業務規程等」と総称する。)に従って取り扱われる。

(注2) 上記の振替社債の総額および発行価額の総額は、2013年6月中旬頃に提示される予定の仮条件に基づき本社債の需要状況把握のために本邦の機関投資家を中心に行われるブック・ビルディングの結果を勘案したうえで、本社債の条件決定日に決定される。最終的に決定され有価証券届出書の訂正届出書に記載される振替社債の総額および発行価額の総額は、上記の各総額と大きく相違する可能性がある。

(注3) 利率は、2013年6月中旬頃に提示される予定の仮条件に基づき需要状況を勘案したうえで、2013年6月中旬頃に決定される予定である。

(注4) 各利払日は、払込期日の変更に伴い変更される可能性がある。

(注5) 償還期限は、払込期日の変更に伴い変更される可能性がある。

(注6) 申込期間は、需要状況を勘案したうえで、最大1週間繰り下げられる可能性がある。

(注7) 払込期日は、申込期間の変更に伴い変更される可能性がある。

< 中略 >

引受人

< 中略 >

< 第4回円貨社債 >

元引受契約を締結する金融商品取引業者 (以下「共同主幹事会社」と総称する。)		引受金額 (百万円)	元引受けの条件
会社名	住所		
クレディ・アグリコル証券会社 東京支店	東京都港区東新橋 一丁目9番2号	共同主幹事会社 が連帯して本社 債の発行総額を 引受けるので、 個々の共同主幹 事会社の引受金 額はない。	本社債の発行総 額は、発行会社 と共同主幹事会 社との間で2013 年6月20日(予 定)に調印され る元引受契約に 従い、共同主幹 事会社により連 帯して買取引受 けされ、一般に 募集される。左 記以外の元引受 けの条件は、未 定であるが、本 社債の条件決定 日に、発行条件 の決定とともに 決定される予定 である。
三菱UFJモルガン・スタン レー証券株式会社	東京都千代田区丸の内 二丁目5番2号		
野村証券株式会社	東京都中央区日本橋 一丁目9番1号		
SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内 三丁目3番1号		
合計		5,000(予定)	

< 中略 >

財務代理人とその職務

< 中略 >

< 第4回円貨社債 >

< 中略 >

利息支払の方法

< 中略 >

< 第4回円貨社債 >

本社債の利息は2013年6月28日(その日を含む。)から2023年6月27日(その日を含む。)までこれを付し(ただし、本「利息支払の方法」の第4段落の規定に従う。)、毎年6月27日および12月27日の2回、各々その

日(その日を含む。)までの6か月分を日本円で後払いする。本「利息支払の方法」において定められる各利払いの日を、以下「利払日」という。

6か月以外の期間についての利息は、かかる期間中の実日数について、1年365日の日割計算により支払われる。

各本社債権者に対して支払われる利息の総額は、振替機関業務規程等に従って計算される。

本社債の利息は、償還期日(その日を含まない。)後はこれを付さない。ただし、発行会社が償還期日に社債の要項に従った本社債の償還を怠ったときは、発行会社はその時点で未償還の本社債の元金額について償還期日(その日を含まない。)からかかる本社債の償還が実際に行われた日(その日を含む。)までの期間中の実日数につき、1年365日の日割計算により、上記に定める利率による経過利息を支払う。ただし、その期間は、(振替機関業務規程等における支払代理人の資格において行為する)財務代理人が、その受領した本社債全額の償還のために必要な資金を、本社債の振替を行うための口座を振替機関に開設している関連する機構加入者(以下「機構加入者」という。)に配分した日を超えない。ただし、かかる支払期限経過後の配分が振替機関業務規程等により可能でない場合、当該期間は財務代理人が下記「摘要 - (3) 支払い」の第3段落に従って最後の公告を行った日から14日を超えない。

< 中略 >

償還の方法

< 中略 >

< 第4回円貨社債 >

(1) 満期償還

本社債は、本「償還の方法 - (2) 税務上の理由による償還」または「償還の方法 - (3) 買入消却」に従って、それまでに償還されまたは買入消却されていない限り、2023年6月27日に本社債の金額の100%で償還される。

社債の要項に別段の定めがある場合を除き、発行会社は、本社債の元金の全部または一部を期限前に償還または返済することはできない。

(2) 税務上の理由による償還

本社債の発行日後に有効となった、フランス法の変更または当該法の公的適用もしくは公的解釈の変更を理由として、発行会社が次回の利払日に追加額(下記「摘要 - (4) 税制上の理由による追加の支払い」の第1段落に定義する。)を支払うことなく利息の支払いができない場合であって、かつ発行会社が利用可能な合理的手段によって当該追加額の支払義務を回避できない場合、発行会社は、その選択によりいつでも、本社債の全部(一部は不可)を本社債の金額の100%で償還期日(その日を含む。)までの経過利息を付して償還することができる。ただし、償還期日は、フランスにおける税金の源泉徴収を行うことなく発行会社が利息の支払いができる実務上可能な限り最も遅い日より前にはしないものとする。

発行会社が下記「摘要 - (4) 税制上の理由による追加の支払い」に基づきかかる追加額の支払義務を負うこととなり、発行会社が利用可能な合理的手段(かかる手段が存在する場合、発行会社はこれを利用しなければならない。)によって当該追加額の支払義務を回避できないにもかかわらず、フランス法によって発行会社が当該追加額の全部の支払いを禁じられることとなる場合、発行会社は、本社債について支払義務を負う金額の全部の支払いができる実務上可能な限り最も遅い利払日に、または、かかる日が経過している場合(発行会社が最善の努力を尽くしたにもかかわらず、上記の利払日の少なくとも30日前までに、本段落の2段落後に定めるように証明書および意見書を財務代理人に交付することができない場合を含む。)は実

務上可能な限り速やかに（ただし、かかるフランス法に従って）、その時点で未償還の本社債の全部（一部は不可）を本社債の金額の100%で償還期日（その日を含む。）までの経過利息を付して償還する。

本「償還の方法 - (2) 税務上の理由による償還」に基づく償還がなされる場合、発行会社は財務代理人に対して、発行会社の適式に授權された役員 1 名が署名し、(i)発行会社が下記「摘要 - (4) 税制上の理由による追加の支払い」の第 1 段落に基づき追加額の支払義務を負っているかまたは負うこととなる旨、(ii)発行会社が本「償還の方法 - (2) 税務上の理由による償還」に基づき本社債の償還を選択するかまたはその償還義務を負っている旨、(iii)かかる償還期日および(iv)関連する事実の詳細とともに本「償還の方法 - (2) 税務上の理由による償還」に基づき発行会社が償還を行う権利または義務の前提条件が成就した旨を記載した証明書を、上記(i)および(iv)に記載の事項を確認する定評ある独立の法律顧問の意見書とともに交付する。

かかる証明書および意見書は、償還予定期日の少なくとも30日前までに財務代理人に交付され、財務代理人は発行会社のために償還予定期日の少なくとも14日前までに本社債権者に関連事項を公告する。かかる償還予定期日は営業日（下記「摘要 - (3) 支払い」の第 2 段落に定義する。）とし、かかる財務代理人に対する交付および本社債権者に対する公告は取り消すことができない。

本「償還の方法 - (2) 税務上の理由による償還」に基づき発行会社より財務代理人に対して交付されたかかる証明書および意見書は、(i)財務代理人が受領後速やかに、また償還期日後 1 年が経過するまで財務代理人の本店に備置され、(ii)財務代理人の通常の営業時間内において、本社債権者の閲覧または謄写に供される。

本「償還の方法 - (2) 税務上の理由による償還」のかかる謄写に要する一切の費用は、これを請求する者の負担とし、その他の本「償還の方法 - (2) 税務上の理由による償還」の手續に要する一切の費用は、発行会社の負担とする。

(3) 買入消却

発行会社は、適用法令に従って、公開市場その他においていかなる価格でも本社債を随時買い入れることができる。買い入れた当該本社債は、適用法令および振替機関係業務規程等において別段の定めがある場合を除き、これを保有し、または直ちに転売もしくは消却することができる。

< 中略 >

摘 要

< 中略 >

(3) 支払い

< 中略 >

< 第 4 回円貨社債 >

< 中略 >

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
300億円（予定）(注 1)	(未定) (注 2)	(未定) (注 2)

(注 1) 第 1 回円貨社債、第 2 回円貨社債、第 3 回円貨社債、第 4 回円貨社債、第 1 回変動利付円貨社債および第

2回変動利付円貨社債の合計金額である。当該金額は、2013年6月中旬頃に決定される予定である。

(注2) 未定事項は、2013年6月中旬頃に決定される予定である。

< 後略 >

(訂正後)

(注) 以下、クレディ・アグリコル・エス・エー第4回円貨社債(2013)に関する情報をすべて削除しております。

本「第1 募集要項」には、5本の異なる種類の社債についての記載がなされている。一定の記載事項について、クレディ・アグリコル・エス・エー第1回円貨社債(2013)(以下「第1回円貨社債」という。)、クレディ・アグリコル・エス・エー第2回円貨社債(2013)(以下「第2回円貨社債」という。)、クレディ・アグリコル・エス・エー第3回円貨社債(2013)(以下「第3回円貨社債」という。)、クレディ・アグリコル・エス・エー第1回変動利付円貨社債(2013)(以下「第1回変動利付円貨社債」という。)およびクレディ・アグリコル・エス・エー第2回変動利付円貨社債(2013)(以下「第2回変動利付円貨社債」という。)ごとに異なる取扱いがなされる場合、またはそれぞれの社債ごとに別々に記載した方が分かりやすいと思われる場合にはそれぞれの社債ごとに記載内容を分けて記載している。その場合、<第1回円貨社債>、<第2回円貨社債>、<第3回円貨社債>、<第1回変動利付円貨社債>および<第2回変動利付円貨社債>の見出しの下に記載された「本社債」、「社債の要項」、「共同主幹事会社」および「財務代理人」という用語は、それぞれ第1回円貨社債、第2回円貨社債、第3回円貨社債、第1回変動利付円貨社債および第2回変動利付円貨社債に係る用語を指し、いずれかの種類の社債に関する記述において他の箇所の記載内容に言及する場合は当該種類の社債に関する関係見出しの下に記載される内容を指す。それぞれの社債の記載内容に差異がない場合または一定事項を除き差異がない場合は、それぞれの社債に関する記載内容は共通のものとしてまとめ、かつ例外事項があればこれを示して記載している。まとめて記載した場合、これら5本の社債、それぞれの社債の社債権者およびそれぞれの社債の要項は単に、それぞれ「本社債」、「本社債権者」および「社債の要項」と総称する。ただし、かかる表示は、それぞれの社債が同一種類の社債を構成することを意味するものではないことに留意されたい。社債の債権者は、かかる債権者が保有するそれぞれの社債に従った当該社債に基づく権利を有する。

1 【社債(短期社債を除く。)の募集】

< 第1回円貨社債 >

銘 柄	クレディ・アグリコル・エス・エー第1回円貨社債(2013)(注1)		
記名・無記名の別	該当なし	券面総額又は 振替社債の総額	50億円(予定)(注2)
各社債の金額	1億円	発行価額の総額	50億円(予定)(注2)
発行価格	各社債の金額100円につき 100円	利 率(%)	(未定) (年0.30%~0.90% を仮条件とする。)(注3)
利払日	毎年6月27日および 12月27日 (ただし、最終の利払日は 2015年6月26日)(注4)	償還期限	2015年6月26日(注5)

募集の方法	一般募集	申込証拠金	なし
申込期間	2013年6月20日(注6)	払込期日	2013年6月27日(注7)
申込取扱場所	別項記載の各引受人の日本国内における本店および各支店		

(注1) 本社債には日本国の社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号。その後の改正を含む。)

(以下「振替法」という。)が適用され、本社債の譲渡および本社債に関連するその他の事項については、振替法および振替機関(下記「振替機関」に定義する。)が随時定める社債等の振替に関する業務規程その他の規則等(以下「振替機関業務規程等」と総称する。)に従って取り扱われる。

(注2) 上記の振替社債の総額および発行価額の総額は、上記の仮条件に基づき本社債の需要状況把握のために本邦の機関投資家を中心に行われるブック・ビルディングの結果を勘案したうえで、本社債の条件決定日に決定される。最終的に決定され有価証券届出書の訂正届出書に記載される振替社債の総額および発行価額の総額は、上記の各総額と大きく相違する可能性がある。

(注3) 利率は、上記の仮条件に基づき需要状況を勘案したうえで、2013年6月中旬頃に決定される予定である。

(注4) 各利払日は、払込期日の変更に伴い変更される可能性がある。

(注5) 償還期限は、払込期日の変更に伴い変更される可能性がある。

(注6) 申込期間は、需要状況を勘案したうえで、最大1週間繰り下げられる可能性がある。

(注7) 払込期日は、申込期間の変更に伴い変更される可能性がある。

<第2回円貨社債>

銘柄	クレディ・アグリコル・エス・エー第2回円貨社債(2013)(注1)		
記名・無記名の別	該当なし	券面総額又は振替社債の総額	50億円(予定)(注2)
各社債の金額	1億円	発行価額の総額	50億円(予定)(注2)
発行価格	各社債の金額100円につき 100円	利率(%)	(未定) (年0.40%~1.00% を仮条件とする。)(注3)
利払日	毎年6月27日および 12月27日(注4)	償還期限	2016年6月27日(注5)
募集の方法	一般募集	申込証拠金	なし
申込期間	2013年6月20日(注6)	払込期日	2013年6月27日(注7)
申込取扱場所	別項記載の各引受人の日本国内における本店および各支店		

(注1) 本社債には日本国の社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号。その後の改正を含む。)

(以下「振替法」という。)が適用され、本社債の譲渡および本社債に関連するその他の事項については、振替法および振替機関(下記「振替機関」に定義する。)が随時定める社債等の振替に関する業務規程その他の規則等(以下「振替機関業務規程等」と総称する。)に従って取り扱われる。

(注2) 上記の振替社債の総額および発行価額の総額は、上記の仮条件に基づき本社債の需要状況把握のために本邦の機関投資家を中心に行われるブック・ビルディングの結果を勘案したうえで、本社債の条件決定日に決定される。最終的に決定され有価証券届出書の訂正届出書に記載される振替社債の総額お

よび発行価額の総額は、上記の各総額と大きく相違する可能性がある。

(注3) 利率は、上記の仮条件に基づき需要状況を勘案したうえで、2013年6月中旬頃に決定される予定である。

(注4) 各利払日は、払込期日の変更に伴い変更される可能性がある。

(注5) 償還期限は、払込期日の変更に伴い変更される可能性がある。

(注6) 申込期間は、需要状況を勘案したうえで、最大1週間繰り下げられる可能性がある。

(注7) 払込期日は、申込期間の変更に伴い変更される可能性がある。

< 第3回円貨社債 >

銘 柄	クレディ・アグリコル・エス・エー第3回円貨社債(2013)(注1)		
記名・無記名の別	該当なし	券面総額又は 振替社債の総額	50億円(予定)(注2)
各社債の金額	1億円	発行価額の総額	50億円(予定)(注2)
発行価格	各社債の金額100円につき 100円	利 率(%)	(未定) (年0.60%~1.20% を仮条件とする。)(注3)
利払日	毎年6月27日および 12月27日(注4)	償還期限	2018年6月27日(注5)
募集の方法	一般募集	申込証拠金	なし
申込期間	2013年6月20日(注6)	払込期日	2013年6月27日(注7)
申込取扱場所	別項記載の各引受人の日本国内における本店および各支店		

(注1) 本社債には日本国の社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号、その後の改正を含む。)(以下「振替法」という。)が適用され、本社債の譲渡および本社債に関連するその他の事項については、振替法および振替機関(下記「振替機関」に定義する。)が随時定める社債等の振替に関する業務規程その他の規則等(以下「振替機関業務規程等」と総称する。)に従って取り扱われる。

(注2) 上記の振替社債の総額および発行価額の総額は、上記の仮条件に基づき本社債の需要状況把握のために本邦の機関投資家を中心に行われるブック・ビルディングの結果を勘案したうえで、本社債の条件決定日に決定される。最終的に決定され有価証券届出書の訂正届出書に記載される振替社債の総額および発行価額の総額は、上記の各総額と大きく相違する可能性がある。

(注3) 利率は、上記の仮条件に基づき需要状況を勘案したうえで、2013年6月中旬頃に決定される予定である。

(注4) 各利払日は、払込期日の変更に伴い変更される可能性がある。

(注5) 償還期限は、払込期日の変更に伴い変更される可能性がある。

(注6) 申込期間は、需要状況を勘案したうえで、最大1週間繰り下げられる可能性がある。

(注7) 払込期日は、申込期間の変更に伴い変更される可能性がある。

(注)クレディ・アグリコル・エス・エー第4回円貨社債(2013)に関する情報を削除しております。

< 第1回変動利付円貨社債 >

銘 柄	クレディ・アグリコル・エス・エー第1回変動利付円貨社債(2013)(注1)
-----	---------------------------------------

記名・無記名の別	該当なし	券面総額又は 振替社債の総額	50億円(予定)(注2)
各社債の金額	1億円	発行価額の総額	50億円(予定)(注2)
発行価格	各社債の金額100円につき 100円	利率(%)	(未定)(ロイターLIBOR01 頁(下記「利息支払の方法」に定義する。)に表示されているロンドン銀行間市場における日本円の3か月預金のオフアード・レートに年率0.30%~0.50%を加えた利率を仮条件とする。) (注3)
利払日	毎年3月27日、 6月27日、9月27日 および12月27日(注4)	償還期限	2016年6月27日(注5)
募集の方法	一般募集	申込証拠金	なし
申込期間	2013年6月20日(注6)	払込期日	2013年6月27日(注7)
申込取扱場所	別項記載の各引受人の日本国内における本店および各支店		

(注1) 本社債には日本国の社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号、その後の改正を含む。)

(以下「振替法」という。)が適用され、本社債の譲渡および本社債に関連するその他の事項については、振替法および振替機関(下記「振替機関」に定義する。)が随時定める社債等の振替に関する業務規程その他の規則等(以下「振替機関業務規程等」と総称する。)に従って取り扱われる。

(注2) 上記の振替社債の総額および発行価額の総額は、上記の仮条件に基づき本社債の需要状況把握のために本邦の機関投資家を中心に行われるブック・ビルディングの結果を勘案したうえで、本社債の条件決定日に決定される。最終的に決定され有価証券届出書の訂正届出書に記載される振替社債の総額および発行価額の総額は、上記の各総額と大きく相違する可能性がある。

(注3) 利率は、上記の仮条件に基づき需要状況を勘案したうえで、2013年6月中旬頃に決定される予定である。

(注4) 各利払日は、払込期日の変更に伴い変更される可能性がある。

(注5) 償還期限は、払込期日の変更に伴い変更される可能性がある。

(注6) 申込期間は、需要状況を勘案したうえで、最大1週間繰り下げられる可能性がある。

(注7) 払込期日は、申込期間の変更に伴い変更される可能性がある。

<第2回変動利付円貨社債>

銘柄	クレディ・アグリコル・エス・エー第2回変動利付円貨社債(2013)(注1)		
記名・無記名の別	該当なし	券面総額又は 振替社債の総額	50億円(予定)(注2)
各社債の金額	1億円	発行価額の総額	50億円(予定)(注2)

発行価格	各社債の金額100円につき 100円	利率(%)	(未定)(ロイターLIBOR01 頁(下記「利息支払の方法」に定義する。)に表示されているロンドン銀行間市場における日本円の3か月預金のオフアード・レートに年率0.40%~0.60%を加えた利率を仮条件とする。) (注3)
利払日	毎年3月27日、 6月27日、9月27日 および12月27日(注4)	償還期限	2018年6月27日(注5)
募集の方法	一般募集	申込証拠金	なし
申込期間	2013年6月20日(注6)	払込期日	2013年6月27日(注7)
申込取扱場所	別項記載の各引受人の日本国内における本店および各支店		

(注1) 本社債には日本国の社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号、その後の改正を含む。)

(以下「振替法」という。)が適用され、本社債の譲渡および本社債に関連するその他の事項については、振替法および振替機関(下記「振替機関」に定義する。)が随時定める社債等の振替に関する業務規程その他の規則等(以下「振替機関業務規程等」と総称する。)に従って取り扱われる。

(注2) 上記の振替社債の総額および発行価額の総額は、上記の仮条件に基づき本社債の需要状況把握のために本邦の機関投資家を中心に行われるブック・ビルディングの結果を勘案したうえで、本社債の条件決定日に決定される。最終的に決定され有価証券届出書の訂正届出書に記載される振替社債の総額および発行価額の総額は、上記の各総額と大きく相違する可能性がある。

(注3) 利率は、上記の仮条件に基づき需要状況を勘案したうえで、2013年6月中旬頃に決定される予定である。

(注4) 各利払日は、払込期日の変更に伴い変更される可能性がある。

(注5) 償還期限は、払込期日の変更に伴い変更される可能性がある。

(注6) 申込期間は、需要状況を勘案したうえで、最大1週間繰り下げられる可能性がある。

(注7) 払込期日は、申込期間の変更に伴い変更される可能性がある。

< 中略 >

引受人

< 中略 >

(注) クレディ・アグリコル・エス・エー第4回円貨社債(2013)に関する情報を削除しております。

< 中略 >

財務代理人とその職務

< 中略 >

(注)クレディ・アグリコル・エス・エー第4回円貨社債(2013)に関する情報を削除しております。

< 中略 >

利息支払の方法

< 中略 >

(注)クレディ・アグリコル・エス・エー第4回円貨社債(2013)に関する情報を削除しております。

< 中略 >

償還の方法

< 中略 >

(注)クレディ・アグリコル・エス・エー第4回円貨社債(2013)に関する情報を削除しております。

< 中略 >

摘 要

< 中略 >

(3) 支払い

< 中略 >

(注)クレディ・アグリコル・エス・エー第4回円貨社債(2013)に関する情報を削除しております。

< 中略 >

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
250億円(予定)(注1)	(未定)(注2)	(未定)(注2)

(注1) 第1回円貨社債、第2回円貨社債、第3回円貨社債、第1回変動利付円貨社債および第2回変動利付円貨社債の合計金額である。当該金額は、2013年6月中旬頃に決定される予定である。

(注2) 未定事項は、2013年6月中旬頃に決定される予定である。

< 後略 >

第4 【その他の記載事項】

(訂正前)

本社債の募集に関する社債発行届出目論見書の表紙に発行会社の名称およびロゴ、本社債の名称、ならびに共同主幹事会社の名称が記載される。

下記の文言が社債発行届出目論見書の表紙裏に記載される。

< 後略 >

(訂正後)

本社債の募集に関する社債発行届出目論見書の表紙に発行会社の名称およびロゴ、本社債の名称、共同主幹事会社の名称ならびに下記の文言が記載される。

「(注)クレディ・アグリコル・エス・エー第4回円貨社債(2013)の募集は中止しております。」

下記の文言が社債発行届出目論見書の表紙裏に記載される。

< 後略 >